

平成 21 年度 第 2 回男女共同参画審議会概要

1 日 時 平成 21 年 7 月 10 日 (金)
午後 1 時 30 分 ~ 3 時 30 分

2 場 所 庁 議 室

3 出席者 西山会長 大村副会長
秋谷委員 金井委員 管原委員
牧委員 和田委員
事務局 染谷企画財政部長
水代企画政策課長
松井男女共同参画室長
記録 近藤
田上
傍聴者 2 名

4 議 題 第 2 次流山市男女共同参画プランについて

5 内 容

(企画政策課長)

ただ今から今年度第 2 回男女共同参画審議会を始めます。はじめに企画財政部長からご挨拶を申し上げます。

(企画財政部長)

企画政策部長挨拶

(企画政策課長)

続きまして、西山会長よりご挨拶をお願いします。

(西山会長)

西山会長挨拶

(企画政策課長)

これからの議事進行につきまして、西山会長にお願いしたいと存じます。

(西山会長)

それでは議事を進めたいと思います。本日の委員の皆様の出席状況は、吉田委員、平島委員、種田委員、大輪委員、小倉委員、栗田委員が欠席をされておりますが、条例規定の人数に達しておりますので会議は成立していることをご報告申し上げます。また傍聴の方が2名いらっしゃっています。それでは、議事に入ります。

(企画財政部長)

去る6月29日に閉会いたしました市議会第2回定例会に於いて、男女共同参画に関する質問が2人の議員からありました。

その一例を申し上げますと、『幼少期の子ども達は、母親に抱かれて育てられたい習性があり、育児を男女共同の責任とだけ位置付け、「母性の大切さを謳う文言」が欠落した目標を掲げて「意識啓発」を行うことは、流山市子どもにやさしいまちづくり条例に違反している疑いがあります。』との最初の質問があり、再質問では、『育児の共同責任に関する事業には必ず「母性の大切さを謳う文言」、例えば、育児における母親の中心的な役割を付け加えることを確認させて頂けますか。』との質問がありました。

また、『「男は仕事、女は家事・育児」という固定的な役割分担の是正を目標とするとは、何の権限があって是正するのか。「意識改革」という言葉は、意思統制を意味するのではないか。』等の質問があり、縷々答弁をいたしました。最終的答弁として、「第2次プランについては現在策定中であり、すべての項目を対象に見直しを図って参る」旨の答弁をしております。

第2次の男女共同参画プランについて、国の法令あるいは国の男女共同参画に対する政策の最新の情報あるいは最も正確な情報に基づき、果たして現在進めている第2次男女共同参画プランの案、文言、方向性などが合致しているのかどうか、今後見直してまいります、という意味で答弁しました。

(西山会長)

第2次プランについて、国の法令あるいは国の男女共同参画に対する政策の最新の情報あるいは最も正確な情報と合致しているかどうかを検証した上で策定すると考えればよろしいですね。

(企画財政部長)

そうです。このプランができたのは8年前ですが、作り始めたのはもっと前でしょう。当然その中には法律、男女共同参画に対する考え方、世界的な潮流等に変化があると思います。その変化にも対応できているのかどうかも含めて、再度見直しをお願いしたい。

(西山会長)

では、基本的なことですが、本日の会議も含めてですか。

(企画財政部長)

事務局で洗い出しをして、章立てや方向性などが法律や政府の考え方と合致しているのかデータを作り、次の男女共同参画審議会には示すことができればと思います。

(西山会長)

ということは次回ですね。

(企画財政部長)

今日は持ち合わせのデータがありませんので。

(西山会長)

では、今日は今のところ固まってきているものの中で気づいた点等を審議して、次回、さらに精査したものが提案されるので、それを検討したものを出すという運びですね。

(企画財政部長)

地方公共団体とは言え、国の法律や政策とは全く反対方向に行くようなプランを作るわけにはいきません。大きな幹というのはあくまでも国の法律、政策です。しかし、枝葉の部分はオリジナリティがあってもいい。大きな幹の部分について国の政策に合致しているものなのか審議していただきたいと思います。

(I委員)

この間の議会で、ある1人の議員さんよりご指摘をいただきましたが、全く勉強していないのではないかというような質問ばかりでした。これが活着ているということは、私達が一生懸命勉強して案を出しているのが、全然議員さんには伝わっていないということを感じました。それはどう処理いたしますか？

(西山会長)

議会での質問は、行政に対してどうなのかという質問だと思うの

で、行政として質問内容にきちんとお返しいただくというのが筋だと思います。ここの審議会では男女共同参画プランは、国の基本法に則って地方自治体がきちんと作るということが努力義務になっているので、諮問を受けた審議会としてプランの内容についてしっかりと審議していく。そして、行政にきちんと諮っていただければいいと思います。

(I 委員)

公民館の性教育は、学習指導要領を逸脱しているのではないかという文句もあるのですが、公民館からクレームもあるのですか？

(企画財政部長)

議会の一般質問に対してですが、議員には質問する権利があり、その質問に対し執行部は答弁する義務がある。しかも議場において司っているのは議長ですので、あの中で行われたことに対して私どもには意見する権利はありません。あくまでも議会の内部で行われたもの。今回の審議会にお願いするのは、国の政策に基づき本市における男女共同参画プランを策定していただくものだと考えます。

(西山会長)

今やっている作業を進めて精査していく、と捉えればよろしいのですよね。

現在、プラン体系3も出てきているので、言葉の使い方や整理の仕方など検討を進めるということによろしいでしょうか。

まず、プラン体系3、こちらを固めたいと思います。それから、和田委員が手書きでご提案して下さった資料も配布しました。いかがでしょうか。ご指摘いただきたい。

(L 委員)

私も 計画推進体制について提案してあるので見ていただきたい。

それから、施策の方向の欄ですが、名詞止めにした方がいいと思います。例えば、1「社会的性別」の存在に気づく・・・や啓発を行う。ではなくて、啓発の推進。より直接的に感じられる。その方が力強くなるのでは。

(西山会長)

いかがですか。事業の方はいいけれども、施策の方向は、簡潔に体言止めにしたほうがいいとのご意見です。

確かに施策の方向と事業が同じ書きぶりですね。また、「～を行う」「～を図る」が多いですね。

(委員)

そのほうがいいですね。

(西山会長)

では、施策の方向については体言止めに変える。事業の方は述語動詞があるこのままの形でいいというご意見です。よろしいですか。

(大村副会長)

そうすると、施策の方向については、ほとんどの項目で助詞と動詞を抜くということですね。

(西山会長)

そうですね。

(大村副会長)

中には、初めから体言止めのものもありますね。

(西山会長)

- 2「相談事業」は「相談事業の充実」ですね。あとは、「つくる」や「図る」を省けばそのまま使えそうですが、このあと作業していきますか？

(大村副会長)

1 ページ目はないようです。

(西山会長)

- 4、5は、「促進する」ではなくて「促進」。

- 2「子育て支援の充実を図る」は「充実」。3「女性の起業・・・支援を進める」は「支援」。4「雇用における・・・確保を促進する」は「確保」。5「女性の能力開発と・・・拡大を図る」は「拡大」。6「ワーク・ライフ・バランス・・・環境整備を図る」は「環境整備」。7「地域における参画」は「地域における男女市民の参画」

- 1「DVは人権問題である・・・充実を図る」は「DVへの

対応の充実」として「人権問題であるという認識」を事業の方に入れたほうがいいですね。2「相談事業」は「相談事業の充実」3「セクシュアル・ハラスメント・・・職場環境をつくる」は「職場環境の整備」

- 2「性と生殖・・・意識の浸透を図る」は「意識の浸透」

- 1「庁内推進体制のより充実を図る」は「体制の充実」、2「施策推進・・・整備を進める」は「・・・整備」、3「市民・・・との連携を図る」は「との連携・協働」、4「計画の推進状況の・・・取り組む」は「・・・推進状況の管理」

(M委員)

- 3「女性のエンパワーメントを図る」はどうしますか？

(西山会長)

人材育成の発掘と情報の提供ですから、「女性のエンパワーメントの推進」ですね。

また、の基本的課題は、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大なので、5の「地域活動における男女共同参画の促進を図る」は「・・・女性の参画の促進」に文言を変更。

それから、の基本的課題についているカッコ書きの意味がわかりません。もともとなかったのですが取ってよろしいですか？

(事務局)

以前の会議の時にそのように入れるという話がありましたので。

(西山会長)

ただ、基本的課題のところは、他のところは全くカッコ書きの説明がありませんので、ここだけ入っているのは不調和な感じがします。

(大村副会長)

ここだけに入っているのはちょっとおかしい。

(西山会長)

他にも説明文があるなら納得がいきますが、ちょっと唐突な感じですね。あとはいかがですか？

(大村副会長)

(基本的課題) 男女の人権を・・・意識啓発のところ。

(西山会長)

ここは、今回は「意識改革」でしたが、改革なのか啓発なのかははっきりさせましょう。

現プランでは「意識改革」という言葉が使われているので、それらを踏まえて「改革」と使っていたのですが、「啓発」だと意識を変えていくように図っていくということだと思えます。

(I 委員)

かなり年数が経っていますので、「啓発」というやわらかい言葉よりも「改革」の方がいいと思います。

(西山会長)

国の男女共同参画基本計画第2次では意識の「改革」という言葉を使っています。

千葉県は、「変革」という「改革」より強い言葉を使っています。

どのような言葉で表していくか。

(L 委員)

「改革」のほうが「変革」よりは身近な感じがします。

(西山会長)

「変革」だと言葉が強すぎて抵抗がある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そうすると残っているのは「改革」と「啓発」ですが。

(K 委員)

「啓発」だと、ある程度できているのだけれどももう少し頑張りましょうという感じですね。「改革」がいいのではないのでしょうか。

(西山会長)

国の基本計画第2次の中で使っている言葉と同じで「改革」かどうかという意見が何人かの方から出ていますが。よろしいですか？

(大村副会長)

どんな言葉を使おうとも、今あるもので改めるべきものは改める、保つべきものは保つ、という意味は同じです。

あとは、どれを使うと維持する方が強くなるか、差があるかという「改革」か「啓発」か「変革」から、どれが強いどれが弱いという感じを持たないのですが。この言葉は強いからやめよう

とか、この言葉は弱いからやめようとか、ということではないと思います。

(西山会長)

理屈づけということを見ると個人的な考えでこうなりましたとは言えないので。

(大村副会長)

逆の意味の改革が必要ということもあります。そういうものも全て含めた形で進めなければならない。すべて一緒とかではなく、個々に違ってくる。

(西山会長)

何を基準に強い、弱いとするのが難しいですし、今、はっきりした言葉の定義はわかりませんが、「変革」という言葉は、今あるものをゼロにして新しいものに変えていくというような意味が強いのではないのでしょうか。施策の方向としての意識の問題は、男女共同参画を阻害する様々な偏見などを見直して、上から押し付けるのではなく、気づきを促して変えていくという部分から考えると、「啓発」の意味合いなのではないかと思います。

(I委員)

目標が啓発なので、基本的課題も啓発にしなくてもいいのでは。「改革」がいいのではないか。施策が「啓発」なので、全て「啓発」になると弱いのではないか。

(K委員)

意識として「啓発」では柔らかいですね。「改革」の方はインパクトがある。根本的に意識が低いので、そのぐらいの強さが必要では。

(西山会長)

現実にまだまだ男女の地位の平等感に大きな差がある。意識の問題は大きいですが、非常に難しい。

(K委員)

受ける相手に強く訴えたいならば「改革」。そのぐらいの必要性を感じます。

(西山会長)

言葉の定義をどうするか。哲学的な話になりました。

(L 委員)

現状はどうかなのか。低いならば「改革」、ある程度わかっているならば「啓発」でしょう。

(西山会長)

内閣府の調査では、社会全体における男女の平等感で、どちらかという男性の方が優遇されていると答える人は、平成19年で女性は78.9%、男性は67.2%います。男性は外で働き、女性は家庭を守るべきだという固定的な性別役割分担意識についてのデータもあり、変えていかなければならない現状があります。

先ほどのご意見では、まだまだ変えていかなければならない現状があるので、改めるという言葉が入っている「改革」を使ってはどうかという意見がありましたが、言葉の定義も含めて、もう少し正確に調べて、今日は結論は出さずに、次回持ち寄って最終的に合意をして決めるということにしますか。いかがですか。

(大村副会長)

今、言葉の選択について議論しましたが、結局どれかに決めてしまえば2文字で表現することになる。一般市民の方々に、どれだけ我々が議論して決めたかは伝わらないので、なぜこの表現を使うのか、どこかで説明することができれば。(注)などと。

(西山会長)

いかがでしょうか。言葉の選択について委員全員が議論し、決めたという中身が見えるよう、どこかに説明を加えてもいいのではないかというご意見がありました。では、それも含め、次回に決めるということによろしいですか。

(大村副会長)

細かくて申し訳ないのですが、事業の欄は文書体ということになりましたが、「。」が付いているところと付いていないところがありますが、どういうことですか。

(西山会長)

こういうところは、通常はない方がいいですね。「。」を使わないで表現することにしましょう。

(大村副会長)

カタカナ表現で、単語と単語の間に「・」をつけているところ

とつけていないところがある。

ポジティブアクションは、ポジティブ・アクション
(西山会長)

メディア・リテラシーは、メディアリテラシーでいいでしょう。
(大村副会長)

ポジティブアクション、セクシュアルハラスメントはないです
よね。

(西山会長)

1 ページ、2 ページ目の、メディア・リテラシーは、取る。

ポジティブアクションは、そのまま。

フォローアップも、そのまま。

(大村副会長)

4 ページ目の、ドメスティック・バイオレンスはどうですか。
1 回目に出たときに DV(ドメスティック・バイオレンス)として、
あとはDVにする。どのくらいその言葉が定着しているか。

(L 委員)

普通DVでしょう。

(西山会長)

DV の言葉の認知度は高いし、計画では DV になっているので、
DV でいいのではないのでしょうか。流山市のHPでも「DV相談
室」となっています。では、カタカナ語ではなくてDVとします。

(大村副会長)

注釈をつけなくていいのでしょうか。

(西山会長)

つけたほうがいいですね。カッコして、配偶者からの暴力です
か。

(大村副会長)

配偶者からの暴力ですと、同棲と内縁だと含まないですよ。

(西山会長)

今、デートDVの問題が出てきています。

(大村副会長)

いわゆるDV法でカバーしているものだけを指すのか、カバーし
ているものだけを指すのか、どこまで含めるのか、どう表現する

かが問題だと思いたすが。

(西山会長)

ここで展開している事業にもよりますが、施策の方向のところは、なるべく広い範囲をカバーしたほうが事業を幅広く展開できます。

DVに関連し、デートDV防止の冊子などが作られ始めていますが、そこでは恋人からの暴力への対応というのも含んでいます。

(L委員)

あらゆる暴力と書いてありますよね。

(大村副会長)

この中に細かく説明を入れてしまうと・・・。

(西山会長)

ここに入れるのではなくて、「*」をつけて「社会的性別の視点」とか「エンパワーメント」など、説明を加えないと分かりにくい言葉と同じ扱いにしてはどうですか。

(大村副会長)

ここでは、DVとして*印をつけるということですね。

(西山会長)

はい。DVにも「*」をつけて説明を加える。

セクシュアル・ハラスメントは、通常よく「・」を使っていますが、どうでしょうか？

(大村副会長)

ポジティブ・アクションは取るのですか？

(西山会長)

ポジティブ・アクションはつけたほうがいいですね。そして、これも注釈をつける。

(M委員)

ワーク・ライフ・バランスはどうですか？

(西山会長)

それは、ワーク・ライフ・バランスです。これも注釈が必要でしょうか。国の文書のようにワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)としましょう。

(大村副会長)

わからなそうなものは、*印をつけますか？

メディア・リテラシーはどうですか？

(西山会長)

セクシュアル・ハラスメントにつけるとすれば、あってもいいですね。

(L委員)

いいと思いますよ。

(西山会長)

では、つけましょう。ワーク・ライフ・バランスは、注釈にしますか、(仕事と生活の調和)とつけますか？

(大村副会長)

説明はつけたほうがいいと思いますが。カタカナ言葉とかっこと意味と3つ載せたほうがいいと思います。

(西山会長)

では、ワーク・ライフ・バランスを使って、注釈のところで、仕事と生活の調和という言葉を入れて説明をすると。

(M委員)

ファミリーサポートセンターにはつけないのですか？

(西山会長)

事務局、これは調べていただけますか？

(事務局)

わかりました。

(西山会長)

フォローアップとファミリーサポートセンターは、今のところ「・」なしでいいのではないか。ただ、ファミリーサポートセンターは、事業名なのできちんと調べていただく。

(L委員)

県は、「ファミリー・サポート・センター」です。

(西山会長)

できるならカタカナ語は多用しないほうがいいのが確かですが。

(L委員)

セクシュアル・ハラスメントですが、事業にセクシュアル・ハラスメントと何度も出てくるのですが、まとめたらどうでしょう

か。

(西山会長)

確かに、事業の部分を見てみると、細部に渡って書いてあるものと、おおまかに書いてあるものがあります。セクシュアル・ハラスメントには、市職員と細かくあります。

(L 委員)

あまりにも、市職員とありすぎる。

(西山会長)

「セクシュアル・ハラスメント等の防止のための講座や研修会等を開催する」は、市職員対象も含むとすれば、市職員と書かなくても済むのではないのでしょうか。セクシュアル・ハラスメントに関して調査をしたり報告書を作成したりすることは市民全体を対象にすることは難しいので、市職員対応というのでいいと思いますが。講座、研修会は含めて載せることは可能だと思いますので、ひとつ市職員の文言が取れますよね。

それから、その下に「市職員の・・・相談窓口の充実を図る」というのがありますが、一般市民に対する相談窓口の充実を図るというのは。

相談事業の中に、相談員の人材育成を行うとありますが、事業内容は人材育成のための研修を行うことですか。

(大村副会長)

相談できる人を育てる、養成だと思いますが。

(西山会長)

その下にも人材育成を図るとあるでしょう。上の欄に相談事業をまとめているのに、下の欄にも相談窓口の充実を図るとして、市職員を出しているのです。

(大村副会長)

一般市民向けの相談窓口と、市職員の相談窓口というのは違うというのが前提なのではないでしょうか。そう読めますが。

(西山会長)

そう読めるのですが、施策の方向が相談窓口の充実で、相談窓口の充実というと一般向けの相談の充実も図るし市職員向けの相談の充実も図る。2の相談事業に入るのではないのでしょうか。相

談事業を充実させるという方向なので、市民向けにも内部職員向けにも相談事業を充実させるということで、2に盛り込むほうがいいと思います。

(大村副会長)

そうすると、相談に関する内容は1と3からは取って、2に全部入れるということですね。

(西山会長)

そうです。あちこち散らばっているのをまとめるということで、あえて相談事業を項目として立ててまとめていると思いますので。

3番の相談事業のところを全部2番の相談事業のところに入れる。どうですか？内部の相談窓口というのと一般市民向けの相談事業を並べると不都合がありますか？

(事務局)

3番は、職場環境をつくるというので、上は一般向けの相談事業です。

(企画政策課長)

今までのお話の中で、例えば3ページ目標 - 4「雇用における機会の平等と公平な待遇の確保」のところ、「家庭における・・・」とするのが本当だと思っております。流山市や行政も含むのかもしれません。そんな中で「市職員研修」「市男性職員」などという表現が多い。先ほどのセクハラのところでも「市職員」と何度も出てきている。そして、目標の推進体制のところでは整理されているのですが。その辺のところをもう一度整理する必要があると思います。例えば、将来の体制の中で、職員研修をしながら将来の組織をもって対外的に市民に対する対策を整えますとなった時には、ひとつのくりでできるのではないのでしょうか。そのところも含めて、もう一度整理してご提案いたします。

(西山会長)

やはり今まで対象別に組んでいたということもあって錯綜しているところもあると思います。今回は対象別というよりも施策の基本的な方向を述べて、そこに対応する事業を載せるということなのですが、プランの内容についてはもう少し整理が必要かもしれません。

(L 委員)

例えば、市である程度施行してみてもよかったら市民向けにしてみるというようなことであれば「市職員が」でいいと思いますが、そうでなければ問題があると思います。

(西山会長)

ただ、市の職員は男女共同参画計画を推進する人という意味では、ある意味モデルとして見られている。やはり、セクハラは許されないことですし、例えば、市民向けに育児休業などの周知を図り、職員が率先して取っていただくことなども重要です。

しかし、計画にあまりにも、「市職員」という言葉があると市民側から見て果たしてどうなのか。その辺の精査は必要です。

確かに、施策として「職場環境の整備」となると市役所内ではセクハラのない職場環境をつくるためなど具体的な事業が行える。他の企業に対しては、啓発としてリーフレットやパンフレットの配布ぐらいですが、庁内では直接にできることがあるので、こういうボリュームになっているのでしょうか。このところをどう考えるか、ですね。

(L 委員)

特にセクハラは、市職員にアンケートを取ってそれが外に出たときに、市民がどう見るか、注意しないと危ない問題ではないか。もしセクハラがあった場合、モデルとして市はどういう展開をするか議論されていない。何か考えないと大きな問題になると考えているうちにセクハラがあり、議会で大騒ぎした。そうなると市の環境がよくないと思われるので、注意しなければいけない。

(西山会長)

そうですね。

(L 委員)

モデルとして必要なのは、「市職員」という言葉を出していいけれども、そうでないのは消したほうがいいのではないですか。

(I 委員)

目標 - 1 の中で、「市職員の男女共同参画に関する研修の充実を図る」とあるので、他の「市職員」は取ってもいいのではない

ですか。特に「市職員を対象にした女性問題・・・」の「対象にした」という言葉、すごくいやな感じがします。

(西山会長)

- 1 庁内推進体制の充実のところにもありますが、とにかくこのプランを市職員には推進していただかなければならないので、研修会をきちんと催し、充実を図るということ。そして、市職員に対して意識調査が実施されていますが、それはかなり有効に使われていると思うので、そういうことをきちんと行う。行政なので計画を立て文言として書き込まないと実行できないということがある。その辺の兼ね合いをどうするか考えていただきたい。

「市職員」という言葉が、特にセクハラのところにはかなりあり、他にも書き方に違和感があるという意見があるので検討していただきたい。こちらで次回の審議会までに再度見てくるというのでよろしいでしょうか。

(大村副会長)

目標 - 1 の * 相談体制充実と関係機関の連携とありますが、これは 2 には入らないのですか。2 にも DV 相談というのがありますが、1 と 2 を分けた理由はなんですか。

(西山会長)

相談は、全て相談事業の充実のところにもまとめるとのことだったと思いますが。

(大村副会長)

では、2 に入れていいのですね。

(西山会長)

ただ、ここのところは意見が分かれたのですが、前回は前々回も相談事業について、施策の方向性のところのセクションに相談事業の充実をその都度きちんと入れたほうがわかりやすいという話も出ました。それから、相談員の方々も専門性もあって相談事業に当たっているので、全て人材育成のような書きぶりをするのはいかがなものかと質問が出て、ここは少し変えなければならなかったところでは。

(大村副会長)

2 にまとめる方向に行くのか、それとも・・・

(西山会長)

今は2にまとめる方向に行っていたと思うのですが、いかがですか。

(M 委員)

相談事業というのは特殊なので、DVに関するものはDVに入れて、セクハラに関するものはセクハラに入れる、という話だったと思いますが。

(西山会長)

では、もう一度整理しましょう。DV相談セクハラ相談というのが、相談事業の充実の中に入っていて、さらに上のDV相談のところに「女性に対する暴力等について相談窓口の充実を図る」というのが残っている。セクハラの方の相談窓口というのは「市職員」対象の窓口で、セクハラについての一般相談は現在はないという現状。DV相談は、上のDVに回す。そしてセクハラ相談は下の人権のところに戻して、その他の「家庭教育相談」や「家庭児童相談」などの相談事業に対して「男女平等の視点に立った相談を行う研修等を行う」という事業を残すか、又はセクハラ相談、あるいはDVの相談、すべて相談事業を下の2に含めて、各種相談をさらに充実させる。どちらかということだったと思いますが、まだ中途半端な状態で残っています。

(I 委員)

DVとセクハラと分けて、その他のところにその他のパワーハラ・ハラスメントなどを入れたほうが分かり易いのでは。

(西山会長)

この「セクシュアル・ハラスメント等」の「等」というのは、パワーハラも含めて人権侵害の問題として出てきていると思います。そうすると、下に「セクハラ」という言葉が入っているので、セクハラ相談と限定的に見られるというので上に残っている可能性があります。

(大村副会長)

の事業のところを見ると「等」が付いているものと付いていないものがあります。

(西山会長)

ありますね。セクハラとDVを上に入れて、「等」も入れて、それぞれの施策の方向のところにきちんと分けて事業として展開して、それに入らない相談だけを残すというやり方が、あるいは事業全てを総合させてここに入れるか、どちらかだと思いますが。

(L 委員)

見たときにタイトルが「相談」だったら、まとめたほうがいいのではないのでしょうか。

(西山会長)

では相談に入れてしまったほうがいいのでしょうか。

(M 委員)

それで大丈夫だと思いますが。いろいろ事業を行うときにどちらが意味合い的にやり易いか、ですね。

(西山会長)

相談事業はどこにまとめてあるかは問題ないのでしょうか。所管別にみんな別のところに付きますよね。

(事務局)

所管から、DVは子供家庭課のところに付きます。セクハラについては、他の企業の方の相談は、人権相談に付くのかと思います。市職員は、私または人事課の職員です。

(西山会長)

所管が違うわけですね。書き方としてはどうですか？後ろに所管を入れますよね。全部まとめてもそれぞれでもあまり関係ないですか？

(事務局)

大丈夫です。

(西山会長)

いかがでしょうか。一括したほうがいいという意見が出ています、よろしいですか。では、上にある相談事業の窓口も全て下に移していただく。

(I 委員)

以前、相談窓口の充実の講演会で、女性の相談者には指導員が絶対的に女性でなければいけないと聞きました。その辺難しいですね。

(西山会長)

窓口の充実と窓口という言葉を入れたほうがいいのですか？

(事務局)

窓口を明記するというように、読めたのですが。

(西山会長)

そうですか。それで、流山では相談対応は今どうなのでしょう
か。ワンストップ化の流れがありますが。

(事務局)

セクハラについて、相談に来られる方はほとんどいません。D
Vについては、市民課、秘書広報課の人権相談、または福祉、子
供家庭課、私の方に来てもそれなりの対応をしていくことになっ
ています。

(西山会長)

一応ワンストップ化に向けて努力をしているということですね。

(事務局)

はい。そうです。

特にDVについては、どの課も気を使っていると思います。

(西山会長)

そうすると、窓口と明記したほうがやりやすいのではないでし
ょうか。相談の充実というと相談員の方の研修もあり様々なもの
を含むのですが、窓口の充実となると窓口をワンストップ化して
きちんと対応するということが重要なのだという意味合いが強い
と思うのですが。どちらがいいのでしょうか。

(大村副会長)

今の - 1 相談窓口と書いてある上に、他の関係機関との連携
を図る、とありますが、それとの対比で、相談窓口そのものの充
実を図るという意味で書いてあるのかなと思いました。窓口とい
うのは、ワンストップの問題だけではなくて、相談員の研修など
も含んで、相談窓口と書いてあるのかと思いました。

(西山会長)

そこまでを含んでという意味ですね。

(大村副会長)

そうすると上との対比で分かり易い。

(西山会長)

そうすると、相談対応のところに二つ目の を持ってくるということになりますね。

(大村副会長)

それから順番なのですが、相談事業の充実が中に入っているのですが、これは最後ですよ。

(西山会長)

それはそうですね。やはり間に挟まっています。全てを網羅した相談ということとなると、後ろに回して、1 D V、2 セクハラ、3 相談事業の充実としたほうがいいですね。

(西山会長)

指標については、いかがでしょうか。

終了時間が来ておりますが、何かございますか？

(L 委員)

指標の3番4番あたりは、時間をかけて見直さないといけません。

(西山会長)

指標については、できるだけ具体的に分かりやすく見える化にするということで、現状以外にも数字で表せるものが他にあるか見ていただくこと。そして、プランの評価調書に、どのような事業目標でどのくらい達成したのか、書いてありますが、以前、継続しているものの中でも、従来のような達成目標でいいのかという意見もありましたし、啓発資料を配布しただけで目標を達成したといえるのかなどのご意見もあったと思います。

指標についても再度見直していただき、次回の会議に臨みたいと思います。

それでは、これで第2会審議会を終わりにします。